

佐賀県東部環境施設組合ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、協議の上定める。

佐賀県東部環境施設組合（以下「組合」という。）を構成する鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町（以下「関係市町」という。）は、組合のごみ処理施設（以下「施設」という。）の建設及び管理運営を共同で行うに当たり次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、組合で計画している施設の建設及び管理運営に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（建設する施設）

第2条 組合が建設する施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「焼却施設」という。）、マテリアルリサイクル推進施設（以下「リサイクル施設」という。）及び管理棟などの付帯施設とし、環境に十分配慮した、周辺住民にとって安全で安心な環境を確保できる施設とする。

2 前項の施設の供用開始は、焼却施設については令和6年4月とし、リサイクル施設については令和11年4月とする。

（建設地）

第3条 施設の建設地は、焼却施設については鳥栖市真木町の約1.7ヘクタールとし、リサイクル施設については鳥栖市立石町とする。

（建設費及び管理運営費の負担）

第4条 施設の建設及び管理運営に要する費用は、組合規約別表に基づく負担割合をもって、関係市町が負担する。

2 前項の規定に関わらず、リサイクル施設の建設に要する費用のうち、用地取得及び計画支援業務については、鳥栖市が負担する。

（建設協力金の負担）

第5条 施設の建設に伴い、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町は、鳥栖市に対して建設協力金として11億5千万円を支払う。

2 前項の建設協力金の負担割合については、均等割10%及び人口割90%とし、負担割合の算出に必要な人口の基準は、最近の国勢調査人口とする。

3 第1項の建設協力金の支払方法は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成30年度～ 令和2年度	令和3年度～ 令和12年度	令和13年度～ 令和17年度
負担金額 (年額)	100,000千円	65,000千円	40,000千円

令和4年1月21日

鳥栖市長 橋本康志



神埼市長 松本茂幸



吉野ヶ里町長 伊東健吾



上峰町長 武廣勇平



みやき町長 岡毅

